

国別開発協力方針へのご意見募集結果
 (ご意見の概要と外務省からの回答)

意見概要	回答
<p>(国名) フィリピン共和国</p> <p>1. 事業展開計画の重点分野3の開発課題への対応方針について、感染症対策を「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジの達成」の前に追記すべき。</p> <p>2. 重点分野3の各プログラムを1. 薬物対策, 2. 感染症対策を含むユニバーサル・ヘルス・カバレッジの達成, 3. 教育の順にまとめるべき。</p> <p>3. 結核対策アドバイザーや「結核診断アルゴリズム普及促進事業」については、改訂版ストップ結核アクションプランに關係する活動であることを追記すべき。</p> <p>4. 人的交流の拡大に伴い、他感染症の日本への流入が問題になっているところ、日本の取組などを記載すべき。</p> <p>5. フィリピンでビジネスを営む経験から、ODA資金の適切な使用、道路や給排水、ネット環境といったインフラ整備の促進が必要と認識している。また、ODAで整備されるインフラの規制と規制緩和を政府間で交渉すべき。</p>	<p>1. ご指摘の点につきましては、同頁の協力プログラム概要において、「感染症対策を含め」と記載しています。</p> <p>2. ご指摘の点につきましては、基本的に、1. 薬物, 2. 保健医療, 3. 教育の順で記載しています。</p> <p>3. ご指摘の点につきましては、個別事業につき、その内容の適否を問わず、詳細に記載しない方針としています。</p> <p>4. 本方針はフィリピンが抱える開発課題に対する日本の協力を記載しております。頂いた日本への感染症の流入防止との観点は、今後の案件形成の参考にさせていただきます。</p> <p>5. ご意見は、弊省、JICA本部、在フィリピン日本国大使館及び在フィリピンJICA事務所にて共有いたしました。今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>(国名) ブラジル</p> <p>1. ブラジルは、WHO が定める結核高負担国 (High Burden Country) 30 か国の一か国である(人口10万人対罹患率42)。</p>	<p>1. ご意見は、弊省、JICA本部、在ブラジル大使館及びJICAブラジル事務所に共有しました。これまでブラジル国とは結核をはじ</p>

薬剤耐性結核（MDR-TB）も課題である。2016年8月の「第2回開発途上国の感染症対策に係る官民連携会議」において、日本製品3つからなる結核対策パッケージが提案された。結核高負担国であるブラジルにおいても同パッケージの展開をご検討いただきたい。

（国名）エチオピア

1. 限られた予算で、意味のある支援をエチオピアに対してできるのか疑問である。

2. エチオピアにおいては結核・感染症は課題であることから、重点分野（中目標）（4）教育・保健にある一文「また、ユニバーサルヘルスカバレッジ（UHC）の理念の下で、保健システムの構築及び医療サービスの質の向上を支援する。」に「（感染症対策を含む）保健システム構築」を加えるべき。また、重点分野（4）において、同国の結核、感染症の現状を記載するべき。

3. 現在、結核まん延国であるフィリピン、インドネシア、アフガニスタンにて、政府の支援を得て日本製品3つからなるパッケージが展開されている。結核高負担国であるエチオピアにおいても同パッケージの展開を検討するべき。

4. 農業・農村開発分野に関して、資材及び市場へのアクセス向上に関する支援を検討すべき。

めとする感染症対策に資する協力を行ってきておりますが、今回いただきましたご意見も踏まえて、結核を含めた同国の感染症対策への支援に引き続き取り組んで参ります。

1. 御指摘の点に関しては、「対エチオピア連邦民主共和国 国別開発協力方針」等に基づき、限られた予算のもと、効率的に支援を実施して参ります。

2. ご意見は、弊省、JICA、在エチオピア日本国大使館にて共有いたしました。本方針案では、結核及び感染症対策を含めたエチオピアが抱える種々の保健課題への対応として、「保健システムの構築及び医療サービスの質の向上を支援する」との方針にしております。

3. ご意見は、弊省、JICA、在エチオピア日本国大使館にて共有いたしました。今後の案件形成の参考とさせていただきます。

4. ご意見は、弊省、JICA、在エチオピア日本国大使館にて共有いたしました。本方針案では、資材及び市場へのアクセス向上を含めたエチオピアが抱える種々の農業・農村開発課題への対応として、「市場アクセスの改善やマーケティング支援による小規模農家所得向上な

<p>5. ジェンダーに関して4. 留意事項に言及されているが、現在実施中の分野(産業振興分野「女性起業家支援計画」)以外の分野、特に農業分野の案件に関しても検討すべき。</p>	<p>ど、農産物バリューチェーン全体を視野に入れた取組を支援していく」との方針にしております。</p> <p>5. ご意見は、弊省、JICA、在エチオピア日本国大使館にて共有いたしました。今後の案件形成の参考とさせていただきます。</p>
<p>(国名) コンゴ民主共和国</p> <p>1. 重点分野(中目標) 2「保健システムの強化」について、開発課題への日本の対応方針や協力プログラム、案件において、「結核対策」に資する支援等を記載すべき。</p>	<p>1. コンゴ民主共和国では、結核のみならず、毎年様々な感染症が流行しており、広く感染症対策に対応する観点から、御指摘の「結核対策」に資する支援について、重点分野(中目標) 2「保健システムの強化」の「感染症対策を含む保健人材の能力強化及び保健システム強化に資する協力」の中に含めています。具体的な案件の実施に当たっては、御指摘の点を参考にさせていただきます。</p>
<p>2. 留意事項の「官民連携や民間投資の促進」について、結核高負担国であるコンゴ民主共和国において、2016年8月の「第2回開発途上国の感染症対策に係る官民連携会議」において提示された「日本製品からなる結核対策パッケージ」の展開を検討すべき。</p>	<p>2. ご意見は、弊省、JICA本部、在コンゴ民主共和国大使館及びJICAキンシャサ事務所にて共有致しました。今回いただきましたご意見も踏まえて、結核を含めた同国の感染症対策への支援に引き続き取り組んで参ります。</p>
<p>(国名) ナミビア</p> <p>1. 現在、いくつかの結核まん延国で政府の支援を得て展開されている、日本製品からなる結核対策パッケージについて、結核高負担国であるナミビアにおいても、展開をすべき。</p>	<p>1. ご意見は弊省、在ナミビア日本国大使館、JICAにて共有いたしました。今後の案件形成の参考とさせていただきます。</p>
<p>2. ナミビアでは財政拡大と経済の落ち込みにより政府累積債務が急速に積み上</p>	<p>2. ご意見は、弊省、在ナミビア日本国大使館、JICAにて共有いたしました。今後の案件形</p>

<p>がっており、わが国が、ナミビアの人々と一緒にプロジェクトを行う中で、資金が限られる状況で行うべき工夫の例を見せ、一緒に実行していくというアプローチを取るべき。</p>	<p>成の参考とさせていただきます。</p>
<p>(国名) マラウイ共和国</p> <p>1. 結核、HIV/エイズは保健医療分野の課題にとどまらず、重点分野(中目標)の(2)にあげる「自立的な成長を担う人材の育成」においても重要なテーマである。2016年8月の「第2回開発途上国の感染症対策に係る官民連携会議」において、日本製品からなる結核対策パッケージが提案された。WHOが定める結核・HIV重複感染の高負担国の一か国であるマラウイにおいても同パッケージの展開をご検討いただきたい。</p>	<p>1. ご意見は、弊省、JICA本部、在マラウイ大使館及びJICAマラウイ事務所に共有いたしました。これまで我が国はマラウイ国に対し、結核を含む感染症対策に資する協力を実施してきておりますが、今回いただきましたご意見も踏まえて、同国における結核を含めた感染症対策への支援に引き続き取り組んで参ります。</p>
<p>(国名) スーダン</p> <p>1. ダルフールジュベラ・マラ地域や、南コルドファン州、青ナイル州では治安状況は改善傾向にあることから、情勢を分析の上、外務省の定める危険度を見直し、国際援助機関による人道支援のみならず、JICAやNGOを活用した職業訓練や平和構築活動を実施して、平和の定着や社会の安定化に貢献すべき。</p>	<p>1. ご意見は、外務省内関係部署、JICA、在スーダン日本国大使館とも共有いたしました。危険情報は邦人の安全確保のため中長期的な観点からその国の政治・社会情勢を総合的に判断して発出しています。引き続き現地情勢を見極めて適切に判断しつつ、国別開発協力方針の実施に向けて支援を検討して参ります。</p>
<p>(国名) スリランカ民主社会主義共和国</p> <p>1. 重点分野「質の高い成長の促進」において、民間セクターの経済成長がより活発になるような支援を行うべき。特に、製造業に対する投資促進を行うべき。</p> <p>2. 重点分野「質の高い成長の促進」において、科学技術協力として、自国内の</p>	<p>1. 民間セクターの成長促進については、企業の活動環境の整備・改善にも寄与するインフラ整備に加え、政策・制度の改善や官民連携(PPP)を支援することで、貿易・投資や民間セクター開発等を促す旨記載しています。</p> <p>2. 科学技術協力等については、留意事項において、高等教育を始めとする人材育成・科学技</p>

<p>技術力確立, 大学教育の機会均等の実現, 大学教育の充実や産業界との連携による人材育成を重視するべき。</p>	<p>術などの分野への支援を検討する旨記載しています。本方針に基づく具体的な支援の実施に当たり, 御指摘の点も参考にさせていただきます。</p>
<p>3. 重点分野「包摂性に配慮した開発支援」において, 経済活動へのアクセスのため, 技術支援よりも道路整備を優先して行うべき。</p>	<p>3. 開発が遅れている地域の産業発展を通じた生計向上を持続的な形で実現するため, 道路を含むインフラ整備と技術協力による能力強化等を組み合わせて支援する旨記載しています。</p>
<p>4. 重点分野「包摂性に配慮した開発支援」において, 女性の能力向上を通じた, 女性が働き子育てできる環境の構築を重視するべき。</p>	<p>4. 女性の経済力強化を支援する旨記載しています。本方針に基づく具体的な支援の実施に当たり, 御指摘の点も参考にさせていただきます。</p>
<p>5. 重点分野「脆弱性の軽減」において, 保健政策等の社会サービス基盤の改善については, これまでの支援実績も踏まえ, 課題分析に基づいた支援内容を記載するべき。</p>	<p>5. 保健医療に関して, 日本は 1970 年代から施設整備, 人材育成及び制度整備を総合的かつ継続的に支援してきており, その中で, 今般, 高齢化の進展等に伴う NCDs 対策の必要性が顕在化してきたことから, 国別開発協力方針をより具体化した事業展開計画において, 同対策を支援する旨記載しています。</p>
<p>6. 「紛争影響地域生計向上プログラム」の内容を充実させるべき。</p>	<p>6. 紛争影響地域の生計向上支援のため, 現在, 復興地域における地方インフラ開発計画等を実施中です。同分野の重要性を踏まえ, 御指摘も参考に, 同分野における支援拡充に引き続き取り組んで参ります。</p>
<p>7. 「紛争影響地域生計向上プログラム」において, 生計向上に関するボランティア派遣は限定的であることから, 記載を削除するべき。</p>	<p>7. 事業展開計画には, 実施決定から完了までの段階にある個別の ODA 案件を規模によらず記載することとしています。紛争影響地域の生計向上支援のためのボランティア派遣についても, 継続的に実施するとしていることから, 同計画に記載しています。</p>
<p>(国名) チャド</p>	
<p>1. チャド共和国は, WHO が定める結核</p>	<p>1. ご意見は弊省, J I C A, 在外公館にて共</p>

と HIV の重複感染 (TB/HIV) 高負担国 30 か国のうちの 1 か国である (人口 10 万対罹患率 268)。結核対策の指標である MDG6 は達成できていない。ついては、重点分野の一つである「(1) 基礎的社会サービスへのアクセス及び質の向上並びに経済脆弱性の克服」において、結核・感染症対策にも資する保健システム強化・UHC 達成が同国でも求められる。また、首相官邸「国際的に脅威となる感染症対策関係閣僚会議」の下に進められている日本発の新規抗結核薬や新診断技術の導入・普及も強く望まれる。

(国名) ブルキナファソ

1. 国別開発協力方針において、TICAD の成果文書やアフリカ「アジェンダ 2063」等との関係性を明確に示すべき。

2. 事業展開計画において、過去事業の実績をわかりやすく示すべき。

3. 重点分野 (中目標) (1) 農業開発に関連して、技術移転、孤児作物、農作物の加工・貯蔵等への支援を検討するべき。

4. 重点分野 (中目標) (2) 教育の質の向上に関連して、教育のカリキュラムをブルキナファソの現状に見合ったものとすべき。

有致しました。今回頂いたご意見も踏まえて、同国への開発協力に、引き続き取り組んで参ります。

1. 本方針案の作成にあたっては、TICAD の成果文書やアフリカ「アジェンダ 2063」等を十分に踏まえており、今後の案件実施にあたっても参照して参ります。

2. 過去事業の実績については、外務省ホームページ等に掲載しており、御参照願います。

3. 御意見は、弊省、JICA 本部、在ブルキナファソ大使館に共有いたしました。今後の案件形成の参考とさせていただきます。これまで我が国はブルキナファソ共和国に対し、農産物加工等に対する支援を実施してきており、今回いただきました御意見も踏まえて、同国における農業開発への支援に引き続き取り組んで参ります。

4. 御意見は、弊省、JICA 本部、在ブルキナファソ大使館に共有いたしました。今後の案件形成の参考とさせていただきます。これまで我が国はブルキナファソ共和国に対し、小学校校舎建設及び教育の質の向上等に対する支援を実施してきており、今回いただきました御意

<p>5. 留意事項（2）日本企業進出支援に関連して、アフリカの中小企業の成長が促進されるよう日本企業との連携がなされるべき。</p> <p>6. 事業展開計画のその他個別案件に関連して、ABE イニシアティブの更なる活用がなされるべき。また、研修生の帰国後のプランを明確にすべき。</p>	<p>見も踏まえて、同国における教育の質の向上に向けた支援に引き続き取り組んで参ります。</p> <p>5. 御意見は、弊省、JICA本部、在ブルキナファソ大使館に共有いたしました。今後の案件形成の参考とさせていただきます。</p> <p>6. 御意見は、弊省、JICA本部、在ブルキナファソ大使館に共有いたしました。今後のABEイニシアティブの実施にあたり、参考とさせていただきます。</p>
---	---

以上